



2021年1月22日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

特別利子補給の対象となる貸付上限額の引上げについて

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度につきまして、特別利子補給の対象となる貸付上限額が引上げとなることをお知らせいたします。

記

1. 対象となる方

貸付上限額の引上げ日以降、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の公的金融機関から、特別利子補給の対象となる貸付を受けた方

2. 内容

下記のとおり、利子補給の対象となる貸付の上限額を改正します。※1

公的金融機関名	改正後	改正前
・日本政策金融公庫 中小企業事業 ・沖縄振興開発金融公庫 中小企業資金 ・商工組合中央金庫 ※2 ・日本政策投資銀行 ※2	<u>3億円</u>	2億円
・日本政策金融公庫 国民生活事業 ・沖縄振興開発金融公庫 生業資金・生活衛生資金	<u>6,000万円</u>	4,000万円

※1 新規融資と既往債務借換との合計金額となります。

※2 商工中金と日本政策投資銀行の上限額は合算となります。

3. 開始日

貸付上限額の引上げ日は、各公的金融機関によって異なります。

以上

(本件に関するお問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)